キンレンカ	きんれんか
（略）	（略）
アキニレ	あきにれ
（略）	（略）
オオデマリ	おおでまり
（略）	（略）
ソラマメ	そらまめ
（略）	（略）
小豆	アズキ
ビンカ	ビンカ（旧つるにちにちそう）
（略）	（略）
スミレ	すみれ
（略）	（略）
セイヨウニンジンボク	せいようにんじんぼく
（略）	（略）
ブドウ	ぶどう
（略）	（略）
ワサビ	わさび
（略）	（略）
タニウツギ	たにうつぎ
（略）	（略）
オランダガイウ	オランダがいう
（略）	（略）
トウモロコシ	とうもろこし
（略）	（略）
ショウガ	しょうが
（略）	（略）
ヒャクニチソウ	ひゃくにちそう
（略）	（略）
シバ	しば
（略）	（略）
（略）	（略）

○国土交通省告示第四百八十四号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第一号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
公園名	設置し、又は管理する者
公園施設	
（略）	（略）

改正前	
公園名	設置し、又は管理する者
公園施設	
（略）	（略）